

税務署から「相続税のお尋ね」が届いていませんか？

ご家族が亡くなってから数か月後に、税務署から「相続税のお尋ね」という郵便物が届くことがあります。



国税庁の発表によると、「相続税のお尋ね」などの税務署からの簡易な接触が（※1）平成30年には、10,332件実施されています。

「相続税のお尋ね」は、税務署が相続税の申告が必要であるかもしれないと判断した人に対して送付されます。従って、必ずしも相続税の申告が必要とは限りませんが、「相続税のお尋ね」に同封されている相続税の「申告要否検討表」を提出する必要があります。この「申告要否検討表」は一般の人でも記入できるように、簡単な作りになっています。

しかし、難しいと感じる場合や、相続税の発生を左右するような大きな評価額の財産がある場合などは専門家に任せた方が良いでしょう。

「相続税のお尋ね」が届いたがどう対応すればいいのかわからないなど、相続に関する疑問や不安等をお持ちの方は、お気軽に当事務所までお問合せください。



※1「簡易な接触」とは、「文書、電話による連絡又は来所依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触」のことを言います。